

3 水管第 2705 号
令和 4 年 2 月 8 日

水産政策審議会 会長
田中 栄次 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の一部改正（するめ
いか別紙の変更及びすけとうだら日本海北部系群に係る資源再建計画の別紙
追加等）について（諮問第 375 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 11 条第 5 項の規定に基づき、資源管理基本方
針を別紙のとおり改正したいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に
基づき、貴審議会の意見を求める。

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第五項の規定に基づき、資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第千九百八十二号）の一部を次のように変更したので、同条第六項において適用する同条第四項の規定に基づき公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 金子原二郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>第1～第9 (略)</p> <p>第10 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針等 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は別紙2に、特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理方針は別紙3に、特定水産資源についての資源再建計画は別紙4に、それぞれ水産資源ごとに定めるものとする。</p> <p>第11 (略)</p> <p>(別紙2-12 するめいか)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 資源管理の目標 <u>当該特定水産資源は、周年にわたり再生産が行われているが、特に秋季及び冬季に発生する群れの資源量が卓越していることから、従来から、秋季発生系群及び冬季発生系群の2系群に分けて資源評価が行われている。両系群の産卵場のかかなりの部分は重複しており、両系群の分布域及び分布時期も広く重複があるため、一体として管理することにより、いずれか一方の系群への漁獲圧力の著しい増大につながるものではないと考えられる。</u> <u>このような特性から、当該特定水産資源の管理に関しては、資源管理の目標、漁獲シナリオ、漁獲圧力は系群別に定めるものの、我が国の生物学的漁獲可能量は、両系群の水域全体の生物学的漁獲可能量の合計値から、外国による漁獲に係るものを除いた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。</u></p> <p>1 目標管理基準値</p>	<p>第1～第9 (略)</p> <p>第10 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針等 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は特定水産資源ごとに「別紙2-1 くるまぐろ(小型魚)」から「別紙2-37 みんくくじら」までに、特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理方針は水産資源ごとに「別紙3-1 めばち(中西部太平洋条約海域)」から「別紙3-21 よしきりざめ(北西太平洋海域)」までに、特定水産資源についての資源再建計画は特定水産資源ごとに「別紙4-1 まいわし対馬暖流系群」に、それぞれ定めるものとする。</p> <p>第11 (略)</p> <p>(別紙2-12 するめいか)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 資源管理の目標 <u>水研機構において、単年魚であるするめいかの特性や分布域等が変動している状況を踏まえ、資源評価の手法の改良を進めることとしており、令和3年(2021年)の資源評価の結果を踏まえて、目標管理基準値及び限界管理基準値を定めることとする。</u></p>

- (1) するめいかのうち資源評価において秋季発生系群として扱われたもの（以下この別紙において「するめいか秋季発生系群」という。） 329千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
- (2) するめいかのうち資源評価において冬季発生系群として扱われたもの（以下この別紙において「するめいか冬季発生系群」という。） 234千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
- 2 限界管理基準値
- (1) するめいか秋季発生系群 189千トン（最大持続生産量の75パーセントを達成するために必要な親魚量）
- (2) するめいか冬季発生系群 132千トン（最大持続生産量の85パーセントを達成するために必要な親魚量）
- 3 禁漁水準値
- (1) するめいか秋季発生系群 30千トン（最大持続生産量の15パーセントを達成するために必要な親魚量）
- (2) するめいか冬季発生系群 14千トン（最大持続生産量の15パーセントを達成するために必要な親魚量）
- 第4 漁獲シナリオ
- 1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ
- (1) するめいか秋季発生系群 令和3年（2021年）の資源評価に基づき、親魚量が令和13年（2031年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1(1)の目標管理基準値を上回る状態を維持するよう、漁獲圧力を調整する。
- (2) するめいか冬季発生系群 令和3年（2021年）の資源評価に基づき、親魚量が令和13年（2031年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1(2)の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。
- 2 限界管理基準値に係る漁獲シナリオ

- 第4 漁獲シナリオ
- 1 漁獲シナリオ
- 令和3年（2021年）の資源評価の結果、関係国の漁獲状況及びこれらの国の管理への取組状況並びに資源管理の方針に関する検討会の議論を踏まえて、漁獲シナリオを定めることとする。
- 2 漁獲可能量の算定方法

- 3 -

- (1) するめいか秋季発生系群 令和3年（2021年）の資源評価に基づき、親魚量が令和8年（2026年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の2(1)の限界管理基準値を上回る状態を維持するよう、漁獲圧力を調整する。
- (2) するめいか冬季発生系群 令和3年（2021年）の資源評価に基づき、親魚量が令和8年（2026年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の2(2)の限界管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。
- 3 漁獲圧力
- (1) するめいか秋季発生系群 1(1)及び2(1)の規定を踏まえたするめいか秋季発生系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。
- ① 親魚量の値が限界管理基準値以上の場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.4を乗じた値とする。
- ② 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を、①の規定に基づき算出した値に乘じた値とする。
- ③ ②の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。
- (2) するめいか冬季発生系群 1(2)及び2(2)の規定を踏まえたするめいか冬季発生系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。
- ① 親魚量の値が限界管理基準値以上の場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.45を乗じた値とする。
- ② 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から、禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を①の規定に基づき算出した値に乘じた値とする。
- ③ ②の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

令和3年（2021年）の漁獲可能量は、暫定的に、令和2年（2020年）と同じ57,000トンとする。

(新設)

- 4 -

4 漁獲可能量の算定方法

漁獲可能量は、我が国の生物学的漁獲可能量を超えない量とする。我が国の生物学的漁獲可能量は、水域全体の生物学的漁獲可能量から、外国による漁獲に係るものを除いた値とし、具体的には、令和4年(2022年)から令和6年(2024年)までは、次の(1)及び(2)に掲げる値の合計値に0.6を乗じた値とする。

(1) するめいか秋季発生系群 令和3年(2021年)の資源評価において示される令和4年(2022年)の資源量に、3(1)の漁獲圧力を乗じた値

(2) するめいか冬季発生系群 令和3年(2021年)の資源評価において示される令和4年(2022年)の資源量に、3(2)の漁獲圧力を乗じた値

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から5までに定めるとおりとする。

1 するめいか沖合底びき網漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イに規定する期間を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認められる期間を除く。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下この別紙において「行政機関の休日」とい

(新設)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から5までに定めるとおりとする。

1 するめいか沖合底びき網漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イに規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下この別紙において「行政機関の休日」とい

う。)は算入しない。)

2 するめいか大中型まき網漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イに規定する期間を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認められる期間を除く。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)

3 するめいか大臣許可いか釣り漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イに規定する期間を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認められる期間を除く。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)

う。)は算入しない。)

2 するめいか大中型まき網漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イに規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)

3 するめいか大臣許可いか釣り漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イに規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)

<p>4 するめいか小型するめいか釣り漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>① (略)</p> <p>② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。） 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。） 陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）</p> <p>5 するめいかその他大臣許可漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>① (略)</p> <p>② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。） 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。） 陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）</p> <p>第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等</p>	<p>4 するめいか小型するめいか釣り漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>① (略)</p> <p>② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。） 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。） 陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）</p> <p>5 するめいかその他大臣許可漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>① (略)</p> <p>② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。） 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。） 陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）</p> <p>第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等</p>
--	--

<p>1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準</p> <p>(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 漁獲可能量を、平成30年（2018年）から令和2年（2020年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。</p> <p>(2) 国の留保 国の留保は、年ごとの漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を勘案して定めるものとする。</p> <p>2 都道府県への配分方法 都道府県への配分方法については、次の(1)及び(2)に定めるところによる。</p> <p>(1) 平成30年（2018年）から令和2年（2020年）までの漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 国の留保からの配分について 国の留保分については、各都道府県に対しては次の(1)から(3)までに定めるところにより、大臣管理区分に対しては次の(3)に定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合には、この限りでない。</p> <p>(1) 配分の時期及びその方法 一の都道府県（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の</p>	<p>1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 漁獲可能量を、平成27年（2015年）から平成29年（2017年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。</p> <p>(新設)</p> <p>2 都道府県への配分方法 都道府県への配分方法については、次の(1)及び(2)に定めるところによる。</p> <p>(1) 平成27年（2015年）から平成29年（2017年）までの漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p>
--	--

総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日。(2)において「基準日」という。)を経過した場合には、(2)に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の都道府県別漁獲可能量のうちいずれか小さい数量を配分する。

(2) 期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで 実績値

② 基準日の属する月 日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値

③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値

ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率をいい、①に定める実績値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3年間の平均の漁獲実績の値で除して得た値とする。イにおいて同じ。）が1以上の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の平均の漁獲実績の値に当該特異率を乗じて得た値

イ 特異率が1未満の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値

④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで 実績値

⑤ 基準日の翌日から45日間 日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、45を乗じて得た値

(3) (1)に定める場合のほか、農林水産大臣が必要と認める場合に配分する。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあっては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する期間を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認められる期間を除く。）
陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8・第9 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあっては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8・第9 (略)

別紙四―一の次に、次の別紙を加える。

- 11 -

(別紙 4-2 すけとうだら日本海北部系群)

第 1 対象となる特定水産資源

すけとうだら日本海北部系群

第 2 資源再建計画の期間

令和 4 管理年度から令和 23 管理年度まで

第 3 暫定管理基準値

- (1) 別紙 2-9 の第 3 の資源管理の目標に定めるとおり、暫定管理基準値は、限界管理基準値である親魚量 171 千トンとする。
- (2) 別紙 2-9 の第 4 の漁獲シナリオに定めるとおり、暫定管理基準値達成年度は、10 年後の令和 13 年度（2031 年度）とし、当該年度に資源水準の値が暫定管理基準値を上回る確率は、50 パーセントとする。

第 4 資源再建計画において講ずる措置

- 12 -

- (1) 別紙 2-9 に基づく管理を通じ、資源の再建を図る。具体的には、令和 2 年度（2020 年度）及び令和 3 年度（2021 年度）の資源評価の結果を踏まえ、次の①及び②の措置を講ずることとする。
- ① 別紙 2-9 の第 4 に定められた漁獲シナリオに基づき漁獲圧力を調整する。
 - ② 別紙 2-9 の第 5 に従い、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、当該漁獲圧力を乗じることで得られる値を超えない量を漁獲可能量とする。
- (2) すけとうだら日本海北部系群の漁獲の大部分を占める北海道において、以下の取り組みを行う。
- ① すけとうだら日本海北部系群を漁獲対象とする主な漁業者団体等が、海洋水産資源開発促進法（昭和 46 年法律第 60 号）第 13 条に基づく資源管理協定を締結して取り組んでいる小型魚の漁獲を抑制する資源管理の継続を促進し、当該資源の回復を図ることとする。
 - ② 各地域、漁業種類ごとに、漁獲努力量の削減や小型魚の保護、産卵親魚の保護等の措置に取り組むこととする。当該措置は、現在、各地域の資源管理計画（水産庁長官通知「資源管理指針・計画作成要領」（平成 23 年 3 月 29 日 22 水管第 2354 号）に基づき、関係漁業者が魚種又は漁業種類ごとに作成するものをいう。）に定められているところ、令和 5 年度までに、資源管理計画から法第

- 13 -

124 条に基づく資源管理協定に移行することとし、当該協定において、資源管理の目標に照らし適当な措置を講ずることとする。

また、行政機関、資源評価を行う研究機関、関係漁業者等により構成されるすけとうだら日本海北部系群資源管理漁業者協議会において、資源管理の取組状況や資源状況の情報・課題等を関係者間で共有することにより、資源管理の取組を効果的に推進する。

- (3) 沖合底びき網漁業において、すけとうだら日本海北部系群を目的とした操業隻日数の上限及び北海道日本海地区での年間の漁獲上限を定めるとともに、漁獲物における小型魚の割合が一定水準を超えた場合は漁場移動を行い、その後の操業で漁獲物における小型魚の割合が一定水準を超えた場合や、総水揚量が一定量を超えた場合は操業を自粛することとする。これらの措置は現在、資源管理計画において、体長 30cm 又は全長 34cm 未満のすけとうだらが総水揚量の 20 パーセントを超えた場合を対象に定められているが、令和 5 年度までに資源管理計画から法第 124 条に基づく資源管理協定に移行する際には、当該協定において、資源管理の目標に照らして検討し、必要な場合には適当な措置を講ずることとする。

- 14 -

- (4) 令和3年度(2021年度)の資源評価結果においては、近年の漁獲圧力の値が最大持続生産量を達成する水準を下回ると評価されたが、資源量は全体的に下方修正されたため、生物学的漁獲可能性が増大していない状況にある。引き続き資源調査等の充実を図ることとする。

第5 資源再建計画の検証の方法

- 1 資源再建計画の達成状況の検証は、資源再建計画の策定から2年ごとに、資源評価に基づき行うこととし、水産庁は、その結果を、資源評価を行う研究機関、関係漁業者等が参加する会議(すけとうだら日本海北部系群に係る本則第8の1の資源管理方針に関する検討会及びTAC設定に関する意見交換会(漁獲可能性の設定に際し漁業者、加工流通業者等を対象に行う意見交換会をいう。))において説明し、参加者間で議論を行う。
- 2 検証の結果、必要と認められる場合には、1の会議における議論も踏まえ、計画の見直しその他の必要な措置を講ずることとする。

第6 その他

- 15 -

- 1 資源再建計画の期間が満了する前に、資源水準の値が目標管理基準値を上回っていることが判明した場合には、判明した管理年度の末日をもってこの資源再建計画は終了する。
- 2 検証の時期にかかわらず、親魚量が禁漁水準(最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量をいう。)を下回っていることが判明した場合には、別紙2-9の規定に基づき必要な措置を講ずることとする。

- 16 -

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

		別紙2-12 するめいか		
管理年度	4月1日から翌年3月末日まで			
資源管理の目標		するめいか 秋季発生系群	するめいか 冬季発生系群	備考
	目標管理基準値	<u>329千トン</u>	<u>234千トン</u>	最大持続生産量を達成するために必要な親魚量
	限界管理基準値	<u>189千トン</u>	<u>132千トン</u>	最大持続生産量 75% (秋季)、85% (冬季) を達成するために必要な親魚量
	禁漁水準値	<u>30千トン</u>	<u>14千トン</u>	最大持続生産量の15%達成に必要な親魚量
漁獲シナリオ	<p>○漁獲可能量を3年間固定。</p> <p>○親魚量が令和13年(2031年)に少なくとも50%の確率で目標管理基準値を上回り、親魚量が令和8年(2026年)に少なくとも50%の確率で限界管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整(更に、漁獲可能量固定による資源減少リスクを考慮)。</p> <p>○令和4~6管理年度の3年間は、令和3年の資源評価において示される令和4年の資源量に、以下の漁獲圧力を乗じたものの合計を生物学的漁獲可能量(水域全体)とする。</p> <p>するめいか秋季発生系群</p> <p>① 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合：最大持続生産量を達成する漁獲圧力×<u>0.4</u></p> <p>② 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合：①から③まで直線的に削減</p> <p>③ 親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合： 0</p> <p>するめいか冬季発生系群</p> <p>① 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合：最大持続生産量を達成する漁獲圧力×<u>0.45</u></p> <p>② 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合：①から③まで直線的に削減</p> <p>③ 親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合： 0</p>			
漁獲可能量の	○生物学的漁獲可能量(水域全体)から、外国による漁獲に係るものを除くため、0.6を乗じた値とする(令和4管理年			

算定方法	度から令和6管理年度まで固定)。
大臣管理区分とその管理	<input type="radio"/> するめいか沖合底びき網漁業 <input type="radio"/> するめいか大中型まき網漁業 <input type="radio"/> するめいか大臣許可いか釣り漁業 <input type="radio"/> するめいか小型するめいか釣り漁業
漁獲可能量の配分の基準	<p>○平成30年から令和2年までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出。</p> <p>○全体の漁獲量のうちおおむね80%の漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示(該当しない都道府県については、「現行水準」による配分)。</p> <p>○都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分は、翌管理年度から差し引き(翌管理年度以降に分割も可)。</p> <p>○国の留保は、令和4管理年度より、新たに数量を明示した配分を受けて管理を行う都道府県への配分が不足する場合(漁獲実績が配分の75%を超える場合)に配分するほか、農林水産大臣が必要と認める場合に配分。</p>

「すけとうだら日本海北部系群」に係る資源再建計画の策定について

令和 4 年 2 月
水 産 庁

「別紙 2-9 すけとうだら日本海北部系群」について、資源管理基本方針の本則第 2 の 3 に規定する資源再建計画（注）を策定する。当該資源再建計画の概要は次の（1）から（6）までのとおり。

（注）資源評価の結果、資源水準の値が限界管理基準値を下回る状態にあることが判明した水産資源について、当該資源水準の値が判明した管理年度の末日から 2 年以内に、当該資源水準の値を原則として 10 年以内に目標管理基準値まで回復させるため、農林水産大臣が定める計画をいう。

- （1）対象となる特定水産資源
すけとうだら日本海北部系群
- （2）資源再建計画の期間
令和 4 管理年度から令和 23 管理年度まで
- （3）暫定管理基準値
 - ① 別紙 2-9 の第 3 の資源管理の目標に定めるとおり、暫定管理基準値は、限界管理基準値である親魚量 171 千トンとする。
 - ② 別紙 2-9 の第 4 の漁獲シナリオに定めるとおり、暫定管理基準値達成年度は、10 年後の令和 13 年度（2031 年度）とし、当該年度に資源水準の値が暫定管理基準値を上回る確率は、50%とする。
- （4）資源再建計画において講ずる措置
 - ① 別紙 2-9 に基づく管理を通じ、資源の再建を図る。具体的には、令和 2 年度（2020 年度）及び令和 3 年度（2021 年度）の資源評価の結果を踏まえ、次のア及びイの措置を講ずることとする。
 - ア 別紙 2-9 の第 4 に定められた漁獲シナリオに基づき漁獲圧力を調整する。
 - イ 別紙 2-9 の第 5 に従い、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、当該漁獲圧力を乗じることで得られる値を超えない量を漁獲可能量とする。
 - ② すけとうだら日本海北部系群の漁獲の大部分を占める北海道において、以下の取り組みを行う。
 - ア すけとうだら日本海北部系群を漁獲対象とする主な漁業者団体等が、海洋水産資源開発促進法（昭和 46 年法律第 60 号）第 13 条に基づく資源管理協定を締結して取り組んでいる小型魚の漁獲を抑制する資源管理の継続を促進し、当該資源の回復を図ることとする。

イ 各地区、漁業種類ごとに、漁獲努力量の削減や小型魚の保護、産卵親魚の保護等の措置に取り組むこととする。当該措置は、現在、各地域の資源管理計画（水産庁長官通知「資源管理指針・計画作成要領」（平成23年3月29日22水管第2354号）に基づき、関係漁業者が魚種又は漁業種類ごとに作成するものをいう。）に定められているところ、令和5年度までに、資源管理計画から法第124条に基づく資源管理協定に移行することとし、当該協定において、資源管理の目標に照らし適当な措置を講ずることとする。

また、行政機関、資源評価を行う研究機関、関係漁業者等により構成されるすけとうだら日本海北部系群資源管理漁業者協議会において、資源管理の取組状況や資源状況の情報・課題等を関係者間で共有することにより、資源管理の取組を効果的に推進する。

- ③ 沖合底びき網漁業において、すけとうだら日本海北部系群を目的とした操業隻日数の上限及び北海道日本海地区での年間の漁獲上限を定めるとともに、漁獲物における小型魚の割合が一定量を超えた場合は漁場移動を行い、その後の操業で漁獲物における小型魚の割合が一定量を超えた場合や、総水揚量が一定量を超えた場合は操業を自粛することとする。これらの措置は現在、資源管理計画において、体長30cm又は全長34cm未満のすけとうだらが総水揚量の20パーセントを超えた場合を対象に定められているが、令和5年度までに資源管理計画から法第124条に基づく資源管理協定に移行する際には、当該協定において、資源管理の目標に照らして検討し、必要な場合には適当な措置を講ずることとする。
- ④ 令和3年度（2021年度）の資源評価結果においては、近年の漁獲圧力の値が最大持続生産量を達成する水準を下回ると評価されたが、資源量は全体的に下方修正されたため、生物学的漁獲可能量が増大していない状況にある。引き続き資源調査等の充実を図ることとする。

（5）資源再建計画の検証の方法

- ① 資源再建計画の達成状況の検証は、資源再建計画の策定から2年ごとに、資源評価に基づき行うこととし、水産庁は、その結果を、資源評価を行う研究機関、関係漁業者等が参加する会議（すけとうだら日本海北部系群に係る本則第8の1の資源管理方針に関する検討会又はTAC設定に関する意見交換会（漁獲可能量の設定に際し漁業者、加工流通業者等を対象に行う意見交換会をいう。））において説明し、参加者間で議論を行う。
- ② 検証の結果、必要と認められる場合には、①の会議における議論も踏まえ、計画の見直しその他必要な措置を講ずることとする。

（6）その他

- ① 資源再建計画の期間が満了する前に、資源水準の値が目標管理基準値を上回っていることが判明した場合には、判明した管理年度の末日をもってこの資源再建計画は終了する。
- ② 検証の時期にかかわらず、親魚量が禁漁水準（最大持続生産量の10パーセン

トが得られる親魚量をいう。)を下回っていることが判明した場合には、別紙2-9の規定に基づき必要な措置を講ずることとする。